

●香川県告示第289号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和46年4月12日指道第2号（昭和46年香川県告示第571号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

令和4年10月7日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 廃止年月日 令和4年9月29日
- 2 指定を廃止した道路の位置 丸亀市今津町字経田739番4の一部
- 3 指定を廃止した道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル
延長 11.9メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。